

# 【福島県原子力損害対策協議会】 原子力損害賠償に係る「指針」の追加等に関する緊急要望活動結果

□日 時 令和4年12月2日（金） 11：00～15：20

□要 望 者 会長代理：福島県副知事 鈴木正晃  
副会長代理：福島県市長会 副会長 室井照平(会津若松市長)  
常務理事兼事務局長 小松信之  
副会長代理：福島県町村会 理事 加藤幸一（中島村長）

□要 望 先 自由民主党東日本大震災復興加速化本部  
(対応者 本部長 額賀福志郎、本部長代行 根本匠、  
事務局長 橘慶一郎)  
文部科学省 (対応者 副大臣 井出庸生)  
経済産業省 (対応者 副大臣 太田房江)  
公明党東日本大震災復興加速化本部  
(対応者 本部長 赤羽一嘉、本部長代理 若松謙維、  
事務局長 高木陽介)

※上記のほか、原子力損害賠償紛争審査会に対しても要望書を別途提出

## □要望(要求)項目

- 1 精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直し
- 2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償
- 3 適時適切な「指針」の見直し

## □内 容

鈴木県原子力損害対策協議会会長代理から、与党及び国に要望書を手交し、緊急要望を行った。対応者等の発言内容は以下のとおり。

## 1 自由民主党東日本大震災復興加速化本部

(対応者：額賀本部長、根本本部長代行、橋事務局長)

11:00～11:20 衆議院第2議員会館 8階 824号室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

○ 自由民主党におかれては、「東日本大震災復興加速化本部」を設置し、本県の復興に向けて取り組んでいただき、感謝申し上げます。

○ 本日は、原子力損害対策協議会として、原子力損害賠償紛争審査会における中間指針の見直しに係る要望書をお持ちした。主な要望内容を説明する。



### ＜精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直し＞

○ 2頁の1 精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直しについて、専門委員の最終報告や現地視察等を通して得られた当県の被害の実態・地域の実情を十分に反映し、今後の審査会における議論において、「指針」の追加・見直しが適切になされるようお願いしたい。

○ 3頁の(2)ウ 旧緊急時避難準備区域においては、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の時間を要し、多数の住民に影響があったことから、新たに類型化し、指針にしっかりと明記されるようお願いしたい。

○ 3頁の(3) 自主的避難等による精神的損害について、最終報告で賠償の対象として示された「放射線被ばくへの恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」については、県北地域、県中地域など自主的避難等対象区域のみならず、全ての県民に共通していることから、対象区域外の損害についても、地域の分断を生まないよう御配慮いただきたい。

なお、県南地域については、過去に東電が自主的に賠償していることに鑑み、子ども・妊婦以外の者に対しても自主的避難等対象区域に準じた措置が講じられるよう、御支援をお願いしたい。

### ＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

○ 4頁の2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、(1)指針見直し後に被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要な財源措置をお願いしたい。

○ 第五次追補という形で指針が見直されようとしているが、県民の思いに丁寧に耳を傾けながら、地域の実情に応じたきめ細かな対応や、被害者それぞれの状況に応じた賠償が、迅速かつ確実になされるよう対応をお願いしたい。

### 【室井市長会副会長（会津若松市長）】

○ 額賀本部長、根本本部長代行、橋事務局長におかれては、本県の復興・再生に多大なる御尽力をいただいていることに感謝申し上げます。

- 原子力損害賠償紛争審査会において、集団訴訟の判決確定を踏まえた中間指針の見直しに向けた議論が始まった。ぜひ、被害者の声、被害の実態を踏まえた賠償が行われるよう改めてお願いしたい。
- 自主的避難等による精神的損害に対する賠償については、その対象や期間について順次見直されてきた経緯はあるが、原発事故による不安や恐怖は訴訟事案だけにはとどまらないと考えている。こうした不安は、県南・会津地域を含め全ての県民に共通していることから、対象区域外の損害についても再び地域の分断を生まないよう、指針の見直しに当たっては十分に配慮いただけるよう重ねてお願いしたい。

### 【加藤町村会理事（中島村長）】

- 額賀本部長、根本本部長代行、橋事務局長におかれては、常日頃から本県の復興・再生に多大なる御支援をいただいていることに心から感謝申し上げます。
- 11月28日に開催された審査会において、原発事故の大混乱によって過酷な避難生活を強いられたことへの精神的損害や居住制限区域や避難指示解除準備区域、そして緊急時避難準備区域の住民に対する地域や生活基盤が大きく変容したことに対する精神的損害について、指針への追加・見直しが行われることを決定された。今後、各損害項目の具体的な金額や対象期間などが議論されることとなるが、地域や住民の分断が生じることがないように、またそれぞれの地域の実情が的確に反映された内容となるよう、特段のお力添えをお願いしたい。
- また、被害者への迅速な賠償に向け必要十分な財源が確保されるよう、また今回の見直し後も適時適切な指針の見直しが行われるよう、引き続き御支援、御指導をお願いしたい。
- 中島村は福島県の中通りに位置しながら、自主的避難等による精神的損害の対象区域外とされ、東京電力が自主的に賠償した地域に含まれる。東京電力はこれまで当該地域において、子ども、妊婦に対してのみ自主的避難等対象区域の半額の慰謝料を賠償したが、その他の住民に対しては対象区域に含まれないことを理由に慰謝料の賠償を認めていない。
- 突然の事故によって目に見えない放射能が降り注ぎ、様々な情報が錯綜したことで、放射線量の高低に関わらず、対象区域外の住民も対象区域内の住民と共通した不安を持っていた。第一次追補策定に当たっては、科学的、地理的、避難者の数等を根拠に対象区域を設定されたが、それだけでは今回の原発事故による精神的損害は判断できないと考える。
- 3月に判決が確定した仙台高裁生業訴訟判決において、県南地域の原告に対しても一律の精神的損害の賠償が認められたことから、当該地域について指針を見直し、東京電力に対して一律に自主的避難等対象区域に準じて賠償するように働きかけていただきたい。県南地域は、対象区域に含まれる郡山市や須賀川市を中心とする県中地域と、高校や大学への通学、企業や公的機関への勤務、病院や買い物など日常生活に密接に結びついている。対象区域の設定においては県の行政機関である地方振興局の区割りではなく、圏域を越えた関連性が十分反映されるような判断をお願いしたい。また、当該地域は除染重点地区として大規模な除染を行ったが、隣接する対象区域内の自治体には全く除染をしていない地域もあることから、賠償に対する不満の声が上がっているのも事実である。今日まで当該地域は対象区域との賠償格差によって様々な面で差別感を感じ、分断が生じている。今回の指針の見直しに当たっては更なる差別感や分断が拡大しないように審議いただきたい。

**【額賀本部長】**

- それぞれのお立場から現場の声を聞かせていただき感謝申し上げます。
- これまでにも、知事や副知事にもお越しいただき、農林業の賠償など東日本大震災復興加速化本部として対応してきた経緯もある。皆様から聞かせていただいた現場の声を踏まえ、これからもしっかりと対応してまいります。

## 2 文部科学省（対応者：副大臣 井出庸生）

13:15～13:30 文部科学省 東館11階 井出副大臣室

### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

#### ＜精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直し＞

○ 2頁の1 精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直しについて、専門委員の最終報告や現地視察等を通して得られた当県の被害の実態・地域の実情を十分に反映し、今後の原子力損害賠償紛争審査会における議論において、「指針」の追加・見直しが適切になされるようお願いしたい。



○ 3頁の1(2)ウ 旧緊急時避難準備区域においては、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の時間を要し、多数の住民に影響があったことから、新たに類型化し、指針にしっかりと明記されるようお願いしたい。

○ 3頁の(3) 自主的避難等による精神的損害について、自主的避難等対象区域における具体的な慰謝料額の算定に当たっては、被害の実態や現地視察における被害者からの声も踏まえ、十分に議論の上、確実かつ十分な賠償がなされるようにしていただきたい。

また、最終報告で賠償の対象として示された「放射線被ばくへの恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」については、県北地域、県中地域など自主的避難等対象区域のみならず、全ての県民に共通していることから、対象区域以外の損害についても、再び地域の分断を生まないよう見直しに当たっては十分に御配慮いただきたい。

なお、県南地域については、過去に東電が自主的に賠償していることに鑑み、子ども・妊婦以外の者に対しても自主的避難等対象区域に準じた措置が講じられるよう、御支援をお願いしたい。

さらに、一時避難要請区域についても、賠償の対象となることを明確にしていきたい。

#### ＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

○ 4頁の2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、(4)ADRによる和解仲介について、改めて周知を行っていただき、個別の事情についても迅速かつ確実な賠償がなされるよう取り組んでいただきたい。

○ 第五次追補という形で指針が見直されようとしているが、引き続き、県民の思いに丁寧に耳を傾けながら、本県の実情をしっかりと把握した上で、適切に指針を見直していただきたい。

○ 本日は審査会宛ての要望書もお持ちした。今、申し上げた点について、審査会にもお伝えいただき、しっかりと対応していただきたい。

### 【井出副大臣】

- 本日の御訪問に感謝申し上げます。原子力損害賠償紛争審査会において、判決の確定を受けた中間指針の見直しについて、第五次追補策定に向けた具体的な議論が始まり、前回私も傍聴させていただいたところ。被害者の方々が、事故直後着の身着のまま避難され、その後、避難元の住居からほとんど物を持ち出せなかった状況にあったことは、当時も大きく報道された。そういった被害の実態を踏まえ、審査会で議論されるものと思っている。第五次追補の結論が出るまでは、私も最優先で審査会に出席していきたい。
- 故郷変容による精神的損害について、特に旧緊急時避難準備区域について御要望いただいたが、11月28日に開催された審査会において、精神的損害を典型的に認めるという方針について共通認識が得られたものと承知している。具体的な慰謝料額の算定については、今後開催される審査会において議論を深めていただくものと考えている。
- 自主的避難等による精神的損害の対象区域外の損害について、専門委員による最終報告によれば、中間指針における自主的避難等対象区域の設定の考え方は引き続き合理性を有し、また区域外においても、東京電力が自主的に賠償していることを考慮すれば、区域の拡大については、慎重に対応すべきではないかと分析されているものと承知している。いずれにしても、来週12月5日の審査会において、具体的な議論が行われるものと承知している。
- 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、被害者が請求の機会を失うことのないよう、ADRセンターへの申立てに係る周知活動に積極的に取り組んでまいらる。

### 【室井市長会副会長（会津若松市長）】

- 原発事故による不安や恐怖は訴訟事案だけにはとどまらなないと考えている。こうした不安は、県南・会津地域を含め全ての県民に共通していることから、対象区域外の損害についても再び地域の分断を生まないよう、指針の見直しに当たっては十分に配慮いただけるようお願いしたい。

### 【加藤町村会理事（中島村長）】

- 3月に判決が確定した仙台高裁生業訴訟判決において、県南地域の原告に対しても一律の精神的損害の賠償が認められたことから、指針の見直しに当たっては更なる差別感や分断が拡大しないように審議いただきたい。

### 【井出副大臣】

- 賠償の地域格差については、これまでも御指摘いただいたところであり、審査会でも真剣な議論が行われているところ。
- なお、中間指針に記載されている内容が損害の全てではなく、東京電力には、中間指針で類型化されていない損害についても被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、誠実な対応が求められる。
- 審査会宛ての要望書について、審査会にしっかりとお伝えする。

### 3 経済産業省（対応者：副大臣 太田房江）

13:45～14:00 経済産業省 本館11階 太田副大臣室

#### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

#### ＜精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直し＞

- 3頁の1(3) 自主的避難等による精神的損害について、最終報告で賠償の対象として示された「放射線被ばくへの恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」については、県北地域、県中地域など自主的避難等対象区域のみならず、全ての県民に共通していることから、対象区域外の損害についても、地域の分断を生まないよう御配慮いただきたい。

なお、県南地域については、過去に東電が自主的に賠償していることに鑑み、子ども・妊婦以外の者に対しても自主的避難等対象区域に準じた措置が講じられるよう、御支援をお願いしたい。

#### ＜被害者の視点に立った親身・迅速な賠償＞

- 4頁の2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、(1)指針見直し後に被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要な財源措置をしていただきたい。
  - (2)東京電力に対し、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを改めて深く認識させ、被害者の視点に立った柔軟な解釈の下で、賠償請求へ迅速に対応させるなど、被害者優先の親身な賠償を行わせるよう、引き続き、強く指導いただきたい。
  - (3)「指針」に明記されなかった個別具体的な事情による損害についても、東京電力が誠意を持って対応するよう指導いただきたい。
- 第五次追補という形で指針が見直されようとしているが、国においては、原子力政策を推進してきた立場から、引き続き、県民の思いに丁寧な耳を傾けながら、地域の実情に応じたきめ細かな対応や、被害者それぞれの状況に応じた賠償が、迅速かつ確実になされるよう、最後まで責任をもって対応していただきたい。

#### 【太田副大臣】

- 本日は、経済産業省までお越しいただき感謝申し上げます。御要望に回答させていただく。
- 中間指針見直しについては、現在、文部科学省所管の原子力損害賠償紛争審査会において、具体的な検討が進められているものと承知している。経済産業省としては、審査会の専門家による議論を注視するとともに、指針が見直された際には、東京電力が迅速かつ適切に賠償を行うよう必要な対応を行ってまいります。
- なお、中間指針では、指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意すべきとされているところ。東京電力に対しては、こうした指針の趣旨を踏まえ、被害者の



方々に寄り添った公平かつ適切な賠償を行うようしっかりと指導してまいる。

- 本日伺った要望について、経済産業省としてしっかりと受け止め、引き続き福島復興に向けて全力を尽くしてまいる。

#### 【小松市長会常務理事兼事務局長】

- 指針の見直しについては、被害者の実態を踏まえた賠償がなされるよう、さらには公平な賠償が確実かつ迅速になされるようお願いしたい。
- 原発事故による不安や恐怖は訴訟事案だけにはとどまらないと考えている。こうした不安は、県南・会津地域を含め全ての県民に共通していることから、対象区域外の損害についても再び地域の分断を生まないように、指針の見直しに当たっては十分に配慮いただけるよう重ねてお願いしたい。

#### 【加藤町村会理事（中島村長）】

- 県南地域は、自主的避難等対象区域から外れているが、3月に判決が確定した仙台高裁生業訴訟判決において、県南地域の原告に対しても一律の精神的損害の賠償が認められている。東京電力に対して一律に自主的避難等対象区域に準じて賠償するように働きかけていきたい。
- また、更なる差別や分断が拡大しないように指針の見直しに反映していただきたい。

#### 【上杉衆議院議員】

- 指針については文部科学省の所管であると承知しているが、県南・会津地域が自主的避難等対象区域から外れるように線引きされ、賠償を受けられなかった。指針見直しに当たっては、福島県全域を賠償の対象としていただきたい。

#### 【太田副大臣】

- 指針の見直しについては、まずは審査会の議論を注視してまいりたい。
- 必要な財源確保について、これまでに原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対して交付国債の額を13.5兆円と設定してきたが、中間指針が見直された場合、引き続き公平かつ適切な賠償が行われるように東京電力を指導するとともに、経済産業省もその内容を精査して適切に対応してまいる。
- 更なる差別や分断が拡大しないようにと御要望いただいたことを受け止め、しっかりと誠実な対応ができるように緊張感をもって対応してまいる。



#### 4 公明党東日本大震災復興加速化本部

(対応者：赤羽本部長、若松本部長代理、高木事務局長)

15:00～15:20 衆議院第2議員会館 10階 1018号室

##### 【鈴木県協議会会長代理（副知事）】

○ 公明党におかれては、「東日本大震災復興加速化本部」を設置し、本県の復興に向けて取り組んでいただき、感謝申し上げます。

○ 本日は、原子力損害対策協議会として、原子力損害賠償紛争審査会における中間指針の見直しに係る要望書をお持ちした。主な要望内容を説明する。



##### <精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直し>

○ 2頁の1 精神的損害に係る賠償に関する「指針」の追加・見直しについて、専門委員の最終報告や現地視察等を通して得られた当県の被害の実態・地域の実情を十分に反映し、今後の原子力損害賠償紛争審査会における議論において、「指針」の追加・見直しが適切になされるようお願いしたい。

○ 3頁の(2)ウ 旧緊急時避難準備区域においては、解除後も生活基盤の毀損の回復に一定程度の時間を要し、多数の住民に影響があったことから、新たに類型化し、指針にしっかりと明記されるようお願いしたい。

○ 3頁の(3) 自主的避難等による精神的損害について、最終報告で賠償の対象として示された「放射線被ばくへの恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって抱く複合的な恐怖・不安」については、県北地域、県中地域など自主的避難等対象区域のみならず、全ての県民に共通していることから、対象区域外の損害についても、地域の分断を生まないよう御配慮いただきたい。

なお、県南地域については、過去に東電が自主的に賠償していることに鑑み、子ども・妊婦以外の者に対しても自主的避難等対象区域に準じた措置が講じられるよう、御支援をお願いしたい。

##### <被害者の視点に立った親身・迅速な賠償>

○ 4頁の2 被害者の視点に立った親身・迅速な賠償について、(1)指針見直し後に被害者への迅速な賠償が行われるよう、東京電力による損害賠償に必要な財源措置をお願いしたい。

○ 第五次追補という形で指針が見直されようとしているが、県民の思いに丁寧に耳を傾けながら、地域の実情に応じたきめ細かな対応や、被害者それぞれの状況に応じた賠償が、迅速かつ確実になされるよう対応をお願いしたい。

**【小松市長会常務理事兼事務局長】**

- 赤羽本部長、若松本部長代理、高木事務局長におかれては、震災以降切れ目なく本県の復興・再生に多大なる御尽力いただいていることに感謝申し上げます。
- 中間指針の見直しについては、ぜひ、被害者の声、被害の実態を踏まえた公平な賠償が迅速に行われるよう、また必要な財源の確保についてお願いしたい。
- 自主的避難等による精神的損害に対する賠償については、その対象や期間について順次見直されてきた経緯はあるが、原発事故による不安や恐怖は訴訟事案だけにはとどまらないと考えている。こうした不安は、県南・会津地域を含め全ての県民に共通していることから、対象区域外の損害についても再び地域の分断を生まないよう、指針の見直しに当たっては十分に配慮いただけるよう重ねてお願いしたい。

**【加藤町村会理事（中島村長）】**

- 赤羽本部長、若松本部長代理、高木事務局長におかれては、本県の復興・再生に多大なる御支援をいただいていることに心から感謝申し上げます。
- 県南地域は、自主的避難等対象区域から外れているが、3月に判決が確定した仙台高裁生業訴訟判決において、県南地域の原告に対しても一律の精神的損害の賠償が認められている。東京電力に対して一律に自主的避難等対象区域に準じて賠償するように働きかけていただきたい。
- また、更なる差別や分断が拡大しないように指針の見直しに反映していただくようお願い添えをお願いしたい。

**【若松本部長代理】**

- 私も郡山市育ちであり、賠償に関する差別感というものがあると認識している。仙台高裁の判決内容を含め、県民の民意を伝えてまいる。

**【赤羽本部長】**

- 県南地域には過去に東京電力が自主的に賠償したという経緯もある。我々も御要望をしっかりと受け止めて取り組んでまいる。

（ 以 上 ）